

Title	裁判所風景論：法文化の日本的コンテキスト（共同研究報告：現代世界研究）
Author(s)	豊川, 慎
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-No.5 : 16-17
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2890
Rights	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

【現代世界研究】

裁判所風景論—法文化の日本的コンテクスト

2011年2月25日(金)、聖学院本部新館2階において、2010年度第3回「現代世界研究」研究会が開催された。慶應義塾大学法学部教授の岩谷十郎先生をお招きし、「裁判所風景論—法文化の日本的コンテクスト」と題する発題を伺った。以下、岩谷氏による発題の概要を記す。

日本法制史の研究者である岩谷氏は近代期の日

本や現代日本における法・正義のイメージの様々な「法図像」をパワーポイントで紹介解説しながら、法学研究における「図像解釈学」（イコノロジー）という方法論を説明された。それは従来型の文献を頼りとする文献研究ではなく、絵画や彫刻などの図像に込められた法や正義などの象徴的な意味を文化的文脈に照らし合わせながら読み解く方法であるとされる。

西洋社会における法のイメージとしては「正義の女神」（Justitiaユスティティア）の図像がよく知られている。片手に剣を持ち、もう片方には天秤を持つ、長身の女性のそれである。では日本においては法や正義のイメージあるいはユスティティアはどのように図像化されているのだろうか。岩谷氏は最高裁判所の大法廷に注目し、そこにおける法的な象徴性（シンボリズム）について解説された。例えば、最高裁の旧庁舎大法廷には聖徳太子の三つの肖像画が架けられ、それら三つの図には裁判官が持つべきとされる三つの資質、つまり「智」「仁」「勇」という儒教の『論語』の中に示される徳目が象徴化されている。また1974年に落成した最高裁新庁舎の大法廷には裁判官席の背面に「太陽」をモチーフとする大きなタペストリーが、そして傍聴席側の背面には「月」をモチーフとするそれがそれぞれ架けられていて、裁く者と裁かれる者との二項対立がそこで象徴されているという。それら以外にも多様な法図像—例えば、最高裁にある西洋の正義の女神像と観音菩薩が習合しているブロンズの立像—を紹介され、東洋そして日本など法や正義を表現する文化的コ

ンテキストの多様性や多義性について述べられて発題を締めくくられた。

研究会出席者は12名であり、密度の濃い活発な質疑等々がなされた。「応報的正義」のみならず、「修復的正義（司法）」（restorative justice）の重要性が指摘される今日の「現代世界」において、「裁く者」（裁判官）と「裁かれる者」（加害者）という二項対立の裁判所風景論の範疇外に置かれた「被害者」の法的象徴性はでは果たしてどのように示され得るのだろうかと発題を聞きながらふと考えさせられた時であった。

（文責：豊川慎 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科 博士後期課程）

（2011年2月25日、聖学院本部新館2階）



裁判所風景論—法文化の日本のコンテクストという主題で研究会が開かれた。